

## 講習会を受講できる条件

| No. | 資格名称       | 新規講習会を受講できる条件  |
|-----|------------|--|
| 1   | 工事管理者      | ①大学の土木、建築、機械関係の課程を修了した実務経歴3年以上の技術者<br>（実務経歴3年以上のうち1年以上は、JR在来線の営業線近接工事の実務経歴が必要）<br>②高等専門学校土木、建築、機械関係の課程を修了した実務経歴4年以上の技術者<br>（実務経歴4年以上のうち1年以上は、JR在来線の営業線近接工事の実務経歴が必要）<br>③上記①、②以外となる人は、実務経歴5年以上の技術者<br>（実務経歴5年以上のうち1年以上は、JR在来線の営業線近接工事の実務経歴が必要）<br>上記①～③のいずれかに該当すること |
| 2   | 軌道工事管理者    | 工事管理者の①～③に該当し、JR在来線の軌道工事3年以上の実務経験を有する者   |
| 3   | 軌道作業責任者    | JR在来線の軌道工事3年以上の実務経験を有する者   |
| 4   | 特殊運転者(MC)  | 普通自動車運転免許証を有する者  |
| 5   | 特殊運転者(軌陸)  | 1年以上のJR在来線の営業線近接工事の実務経験、及び普通自動車運転免許証を有する者<br>※軌陸三転ダンプを運転する場合は、中型自動車運転免許証が必要です  |
| 6   | 重機械運転者     | 工事中重機械に関する運転免許証等を有する者<br>(ショベル系掘削機、トラクター及びドーザー類、積込機械、運搬機械、クレーン類、締固め機械、基礎工事中用機械)  |
| 7   | 列車見張員等     | JR在来線の営業線及びこれに近接した工事又は保守作業に1年以上従事した実務経験を有し、心身ともに健全であり、講習日当日において満65歳未満の者  |
| 8   | 列車見張員(限定)等 | 心身ともに健全であり、講習日当日において満70歳未満の者   |
| 9   | 線路閉鎖工事監督者  | JR四国の関係子会社社員対象 別途  |
| 10  | 保守用車工事監督者  | JR四国の関係子会社社員対象 別途  |

1 継続講習会は、各資格の保有者

2 列車見張員等及び列車見張員(限定)等資格の保有者は、1年毎に更新講習を受講しない場合は資格が失効します

3 列車見張員等、列車見張員(限定)等、線路閉鎖工事監督者及び保守用車工事監督者には年齢制限があります

4 軌道工事管理者(新規)の場合は、同時期に開催する工事管理者(継続)又は(新規)を合わせて申し込んでください。ただし、工事管理者(新規)又は(継続)講習受講後1年未満(前年同月は含まない)の場合は、工事管理者の受講が免除されません。

5 軌道工事管理者、工事管理者、軌道作業責任者及び列車見張員等で、満65歳を超えて列車見張員(限定)等として従事する場合は、従事前に列車見張員(限定)等更新講習受講し列車見張員(限定)等認定証を申請してください。